

## 第15回 総合計画市民会議 議事録

日 時 平成16年9月22日(水) 午後6時33分 ~ 午後8時37分

場 所 高津市民館 第5会議室

出席者 中村座長、伊中副座長、松崎副座長、有北委員、岩田委員、上野委員、大枝委員、大下委員、鈴木委員、淀川委員、森委員、望月委員、パク委員、中村紀美子委員、北島委員、高杉委員、高橋委員

事務局 北條総合企画局長、企画部長、政策部長、瀧峠企画調整課長、鈴木企画調整課主幹、財政課主幹、土方政策部主幹、海老名政策部主幹

- 議 題
- 1 基本構想素案について
  - 2 自治基本条例素案について
  - 3 区行政改革について
  - 4 本市の財政状況について
  - 5 今後の進め方について
  - 6 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 3名

議事

座長

それでは、約束の3分というのは経過しましたので、これから第15回の総合計画市民会議を開催したいと思います。

既にご案内差し上げていますように、きょうは説明が多い日となっております。それで、

こちらの次第の1番から4番が説明をしていただいて、あと少し質問を受けるような形の進め方をします。その後、きょうの一番大切なところの今後の進め方について、恐らく8時ぐらいから30分ぐらいでまとめるというような形になるのではないかと思います。

それでは一番最初に、これからどう進んでいくかということなんですけど、これ何度も提示されているスケジュールなんですけど、これまでの議論は基本計画素案に向けて意見を出すということを私たちやってきました。その後、12月の議会でこの市がつくる素案が承認されていく、議会と市のやりとり、タウンミーティングはありますけど、そこが主なやりとり。私たちは、じゃあどこに議論が行くのかというと、ここの3月のところに実行計画と、それから重点戦略プランというのがあります。この素案の今102ページ、103ページを開いて説明させてもらっています。私たちはこの実行計画と重点戦略プランに関する意見を、これから3月までの期間の間に出していくことが役割となります。ここについて、私とそれから副座長で進めていきたいと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。

では、早速議事の方に入っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。次第に従って、まず、基本構想素案についてということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

#### 企画調整課長

それでは、基本構想の素案について、今日のご説明の項目も多いので、手短にご説明させていただきたいと思います。

お配りした市政だよりの特別号をお持ちでしょうか。概略ということで、こちらの方でご説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目、1面でございますけれども、今回の市政だよりでは新総合計画の基本構想の素案と、自治基本条例の素案につきまして広報させていただいております、1面はそれぞれの策定の趣旨ということで、この辺は何回かご説明をさせていただいているので、細かい説明は省略をさせていただきたいと思いますが、そのの上の方の箱にございますように、新しい総合計画につきましては、新しい市政運営の基本方針とする、10年程度の基本構想、3カ年の実行計画、重点戦略プランを策定するというので、ハードもソフトも含めたまちづくりの基本目標あるいは基本方向ですとか、基本政策をその中で明示をしていくという形のものでございます。

それから、自治基本条例につきましては、そういった政策を実施していくいろいろな自

治の仕組みづくりということで、そこにございますように、情報共有ですとか参加、協働などの自治運営の基本の原則ですとか、あるいは区民会議といったような区役所の方向性、また、住民投票ですとかパブリックコメントといったような、制度をこの条例の中で規定をしていくということで、川崎の将来に向けた大きな指針になっていくという位置づけが言えるかと思えます。

2面をご覧いただきたいのですが、ここが総合計画の基本構想の策定の前提ということでございますけれども、この辺もこの市民会議で何回かご説明をさせていただいておりますけれども、そこにございますように、一つは人口の動向ということで、川崎市も2015年ごろには人口のピークを迎える、それから少子化、高齢化ということも一層進んでくるといような状況、それから、産業経済についても経済のいわゆる右肩上がりという状況はなくなる、あるいは産業構造が大きく変化をしてきているという状況がございます。

それから財政状況につきましても、これも後ほどご説明をさせていただきますが、そこに5年間の平成17年度からの財政収支の見通し、見込みということで、いわゆる三位一体の改革といったような不透明な状況はありますけれども、その中で行財政改革なり一定の財源対策というものを考慮しないと、5年間で3,000億円程度の収支不足が生じることが予測されるというような状況でございます。

それから、まちづくりの関連になりますけれども、都市構造の考え方ということで、そこに図を掲げておりますけれども、広域的な行動圏等を考えますと、そのグリーンの点線で海の方から臨海部エリア、川崎周辺エリア、中部エリア、北部エリアということで、大きくは川崎の場合、この四つぐらいのゾーンが考えられるのではないかとということで、その説明の中にもありますけれども、こういった広域的なゾーンの中ではそれぞれの都市拠点を整備していくに当たっては、市外のいろいろな近接する拠点との役割ですとか、機能の分担あるいは補完ということを十分に意識しながら、いわゆる広域調和型のまちづくりということを進めていく必要があるのではないかとというのが一つです。

それからもう一方では、身近な地域での、例えば町内会ですとかいろいろな市民団体などの活動されている地区でのコミュニティゾーンといいますでしょうか、そういったゾーンが想定されるわけですが、そういったコミュニティゾーンがある程度集まった地域生活ゾーンというようなことで、やや身近なまちづくりということで、地域連携型のまちづくりを一方では進めていくことも必要ではないかということで、都市構造の考え方を掲示してございます。

また、こうした状況を踏まえまして、3面左側でございますけれども、これは合同会議のときにもご説明をさせていただきましたが、まちづくりの基本目標として「『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』をめざして」ということで、この基本目標を達成するためのまちづくりの三つの基本方向、それから、その右下にございます基本目標を達成していくために政策に反映すべき四つの基本的視点ということで、「新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める」から「市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する」まで、この4点を基本的な視点ということで掲げてございます。

こうしたまちづくりの基本目標ですとか基本方向、それから、四つの基本的視点に基づいて七つの基本政策の体系というものを提示しているわけでございますけれども、それが次の4ページ、5ページの見開きになります。この七つの柱につきましても、合同会議等でご説明をさせていただきましたけれども、1点は「安全で快適に暮らすまちづくり」ということで、身近な安全の確保あるいは防災対策等、それから、市民会議の中でも具体的にご意見、ご提案もいただいておりますけれども、4番目の快適な地域交通環境ということで、地域の生活基盤となる道路整備ですとか、あるいは総合的な自転車対策、自転車の活用というのもこの体系の中に位置づけております。

それから、二つ目が「幸せな暮らしを共に支えるまちづくり」ということで、主に福祉、医療の関係でございますけれども、その一つ目、政策の基本方向の1の で、地域で共に支え合う福祉の推進ということで、この辺についても市民会議の中でご議論をいただいているところでございますし、それから政策の基本方向4、「すこやかで健全に暮らす」というところでございますが、ここの点は合同会議の中で、市民会議の委員の方からもこの基本方向の表現ですとか、あるいは 番の地域での少しきめ細かな健康づくりのネットワーク化というようなことをご意見をいただきまして、その部分を追加させていただいております。

それから、3番目が「人を育て心を育むまちづくり」ということで、子育ての総合化というようなことで、市民会議の中でもかなり議論がされましたけれども、そうした子育てを地域社会全体で支える、あるいは子どもが生きる力を身につけるといったような教育の関係を一つの政策の体系としてまとめてございます。

それから、4番目が左下の環境の関係でございます、環境への配慮と循環型のしくみづくり、また地域での環境対策ですとか廃棄物対策といったような生活環境を守るといっ

た項目、それと緑の保全あるいは育成といったような体系でございます。

それから、5番目が「活力にあふれ躍動するまちづくり」ということで、産業と都市拠点整備等のまちづくりの関係でございますけれども、川崎を支える産業の振興ですとか、それから、「新たな産業を創り育てる」という中では、市民生活を支援する新たな産業ということで、福祉産業等、あるいはコミュニティビジネスというものもこの中に入ってくると思いますが、そういったことについても市民会議の中でいろいろご意見をいただいているところです。

それから、6番目が「個性と魅力が輝くまちづくり」ということで、川崎の魅力を育て、あるいは発信していく、また、文化・芸術の振興ですとか、国際交流ですとか地域間交流、それと大きな川崎の資源、財産であります多摩川など、そういったものの水辺空間を生かしていくようなまちづくりに取り組んでいくというのを6番目の政策体系で掲げてございます。

それから、7番目につきましては「参加と協働による市民自治のまちづくり」ということで、市民自治、自治の関係につきましては市民会議の中でも多くのご議論、ご意見をいただいているわけですが、総合計画の中間報告から基本構想の素案を作成するとき、この6番目と7番目が中間報告では同じ政策の体系でございましたけれども、自治の関係については非常に重要な課題ということで、一つ大きな柱立てをしまして、その中で三つ、「自治と協働のしくみをつくる」、この中に自治基本条例等の政策も入ってございますが、それと2番目の「市民と協働して地域課題を解決する」ということで、区役所の機能強化、あるいは区行政の推進、それと「市民満足度の高い行政サービスを提供する」という三つの政策の基本方向を掲げてございます。この市政だよりの中では総合計画の基本構想の素案と自治基本条例の素案と一緒に広報させていただいて、タウンミーティングでも一緒にご説明をさせていただくわけですが、政策として一つそういう自治の拡充なり区行政の推進ということを重点として掲げているということですが、こういった基本構想での政策をひとつ縦軸というようなことにいたしますと、それを実施していく共通の横軸になる仕組みづくりと申しますか、取り組みと申しますか、そういったものが自治基本条例の制定あるいは区行政改革の取り組みということと言えるのではないかと申します。

非常に駆け足でございますが、基本構想の素案については以上でございます。

座長

ありがとうございました。基本構想の素案の内容について、今聞くことがあれば。もしもなければ、最後にもう一度お聞きしますので、後でということでも構わないと思うんですけど。今、内容ですので、ちょっと量も多いので先に進めていただけますでしょうか。自治基本条例素案についてという部分になると思うんですけど。

政策部主幹

よろしく願いいたします。まず、こちらの真ん中の紙になります。見開きでございます。6ページですね。6ページ、7ページ。まず、自治基本条例なんですけれども、何で今自治基本条例かということなんです、まず、一つは2000年の分権改革という国対地方の関係、そういう制度上の仕組みが大きく変わってきたと。そういうふうになっていく中で、では、川崎市の中における自治というものはどういうふうに進んでいくんだというふうなことをまず整理して、そういう中で川崎市という団体と、それから市民との関係、どういう理念でこれから進んでいくんだ、それから、そのためにはどういう制度、仕組みが必要なんだということを条例という形であらわしたものが自治基本条例でございます。

それで、全体の構成なんです、この図の1にあるように、まず総則的なもの、それから目的、位置づけ等、定義、基本理念、自治運営の基本原則の五つでまず構成されておりまして、2の自治運営を担う主体の役割、責務等におきましては、自治運営というものは市民とそれから議会と執行機関、市長を代表とする執行機関、その三者で自治運営を担っていくんだということで、この市民、議会、執行機関のそれぞれの役割、責務等について規定しております。

それから、3番目といたしまして、自治運営の基本原則に基づく制度等という具体的な話になってまいりまして、そこにおきましては情報共有による自治の営みと参加、協働による自治の営み、それから、自治の営みのあり方ということで構成されております。

それから、4番目といたしましては、国や他の自治体との関係ということで、いわゆる団体自治的なものについて規定しております。

以上が、この自治基本条例の構成でございます。

まず、第1の総則でございますけれども、その中の2の位置づけ等をごらんになっていただきたいのですが、本市の自治の基本を定める最高規範であり、自治運営に関する他の

条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重して条例との整合を図ることが規定されております。ここで最高規範という言葉を使っておりますけれども、これはあくまでも川崎市の自治の基本原則を定めるという意味での最高規範であって、いわゆる憲法と法律のような関係で、最高法規性を持つという意味ではございません。あくまでも基本原則を定めているんだと、そういう意味での最高規範であるということです。

それから、3番目の定義の方へ移らせていただきますが、この市民というところで、ここが皆さんあっと思われるかもしれませんが、普通市民というと住民、川崎市に住んでいる住民のことを市民と普通は呼んでおります。ただ、これからの自治のあり方を進めていくに当たっては、住民の方々が当然中心になっていくんですけれども、そればかりではなくて、在勤・在学者、それから活動している団体、そういう人たちがすべて市民という位置づけで一緒に頑張っていこうということでこの市民の定義をしております、住民の定義よりもかなり広がっております。

それから、参加につきましては、市民が暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり行動すること、協働ということは、市民及び市が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任のもとで、相互の立場を尊重して対等な関係に立って協力すると言っております。協働は、すべてが協働ということではなくて、協働していい結果が出る、そういうときには当然協働するんであって、いつもいつも協働ということではないということで理解をしております。

それから、次の基本理念の部分なんですけど、ここがちょっとよくわからんという方もいらっしゃるかもしれませんが、まず基本としましては、地域の問題は自分たちで解決する、市民が自分たちの力で解決していくというのが基本なんだと、そういう前提を置いております。ただ、そうはいつでも当然お仕事もありますし、すべてが自分たちで解決できるわけではないと。そのときに川崎市という団体をつくって、そこに一定の仕事を任せる、やらせるということがまずあるんだと。それが信託ということでございます。市民は、地域社会の課題をみずから解決していくことを基本に、主権者としてのその総意によって市を設立して、地域社会における自治の一部を信託しているということで、自治をすべて川崎市に任せるというのではなくて、やはり自治の一部なんだということで、ここに規定しております。それで、市民はその信託に基づく市政にみずから主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指す、ここは

信託したけれども、それは任せっきりじゃないんだよと、ちゃんと参加して物を言う、市政を監視する、それで一緒にやっていくということで、いわゆる住民自治の世界をここで言っております。

次に、市は国及び神奈川県と対等で、相互協力の関係に基づいた自律的な運営を図り、自治体としての自立を確保することということで、これは市民の信託を受けた川崎市という団体は、国と対等の関係で市政を進めていくんだという、いわゆる団体自治の側面について規定しております。

この三つの基本理念をもとに、川崎市の自治をこれから進めていこうということをごとうたっております。

自治運営に当たっての基本原則は何かと申しますと、まず、総合計画の方でもございましたように、参加と協働というのは当然の話になってまいります。そのためには、前提として情報の共有がなくてはいけないということがございますので、まず、1番目として情報の共有の原則をうたって、次に参加の原則と協働の原則をうたっているということでございます。

それで、第2の方に移りますが、市民の権利、責務についてでございますが、これは自治を一緒にやっていくに当たって、ある意味では当然のことを規定してありまして、特に難しい話ではなくて、責任を持って一緒にやってみましょうと、それから、参加する権利がありますよと、いわゆる当たり前のことを規定しております。

それから、次のページにまいりまして、事業者の社会的責任についてでございますけれども、これは事業者も市民の範囲を広げたので、事業者自体が市民という概念に入っているんですが、ただ、市民の責務という当たり前の話プラスアルファがやはり事業者には必要だろうということで、ここは事業者の社会的責任ということで、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるということも事業者の責任ということで、市民を上回るような規定をここに置いております。

それから、次の第2の議会、ちょっと飛ばして申しわけないんですが、第2の議会、執行機関の方は、両方とも議会の設置、市長の設置という設置をうたっております。これは憲法で議会は設置されているし、地方自治法においても明確に規定はされているんですが、あくまでも市民が信託した団体なんだと。その考えの中でその機関である議会、市長というのはその憲法上の体系からは当然でございますけれども、この条例の中で新たに市民の目線でもって位置づけようということで、あえてここに議会と市長の設置という規定を置い



てございます。

それから、権限、責務等については、行政についてかなり細かなことまで書いてございまして、ある人は行政の責務規定が少ないじゃないかとおっしゃったことがありますけども、よく読んでいただければ行政の運営等というところでかなり細かな部分までの行政の責務的なものが規定されております。

次に下の段の 区でございます。指定都市である川崎市においては、当然区というものが設置されて、これは法律上設置されているんですが、法律上は市長の事務を分掌する、市長の事務を分けるための区だということしかないんですね。ですから、そこで区というものがどういう位置づけなのかということをもう一回考えて、これからの自治を担っていくための一つの機関としての区を明確にしたというのがこの区の規定でございます。

それで、次のページにまいります。ここで区長の職務、それから区に関する市長の責務の次に区民会議というものがございます。これからはやはり自治を進めていくに当たって、市役所中心というよりも、区が中心になっていくんだということで、その区の中で市民の方々のご意見をどうやって吸い上げて、その課題解決に当たっていくのかという一つの仕組みとして、ここに区民会議というものを規定してございます。これについては区行政改革の方で詳しくご説明いたします。

第3の方にまいりまして、自治運営の基本原則に基づく制度等についてでございます。

まず第1番目としまして、情報共有による自治の営み、これは情報提供、情報公開、個人情報保護、会議公開、いわゆる統合的情報公開制度と言われておりまして、川崎市におきましては既に制度化が図られておりますが、より一層の進展を図るためにここに規定しております。

それから次の第2、参加、協働による自治の営みでございますが、参加の仕組みとしましては、審議会等への参加、これは公募により市民に参加していただくということを条例に規定しております。

それから、次にパブリック・コメント手続、これは広く市民の方々のご意見を伺うために、今までも大事な条例についてはパブリック・コメントというやり方をとっておりますけれども、制度化ということがされておられませんので、この条例に規定することによって制度化を図っていくということでございます。

それから、4番目の住民投票制度、これは究極の手段とも言えるかもしれませんが、市政における重要な課題について住民投票制度を使うんだと、その住民投票を発議できるの

は当然市民の方々は発議できますし、それから市長、議会も発議することができるという  
ような規定を置いております。この住民投票制度につきましても、パブリック・コメント  
制度につきましても、具体的な制度、仕組みについては、条例等についてはこの自治基本  
条例に位置づけた上で来年度以降具体的な制度設計にかかっていくということになってお  
ります。

1 番目に戻ります。多様な参加の機会の整備というところなんですけれども、今申しま  
したような審議会、パブリック・コメントとか住民投票、それ以外の参加制度というのは  
当然あるわけでございまして、そういうものというものも当然、いろんなものをその事案  
の性質、内容に応じて、いろんな制度を使っていくんだと。その制度について体系化を図  
っていくんだというような将来的な展望も言っております。

5 番目の協働のための施策整備等についてでございますけれども、ここはこれから協働  
を進めるためにいろんな施策をやっぴり市はやっていかなくちゃいけないんだと、その方  
向性を示しております。

第3の自治の営みのあり方というところでございますけれども、これはいわゆる市民に  
参加していただいた審議会を設けて、この自治制度のあり方についてももう一度見ていこう  
というための審議会を設けるという規定でございます。

それから、第4につきましては、国や他の自治体との関係というものは、基本理念に基  
づいて、国や他の自治体に対する川崎市の姿勢について規定してございまして、国と県とは  
対等な立場で相互に協力していくんだと。それから、隣接市町村、それから指定都市間  
においては協働連携しているような課題解決に当たっていくんだということをここでうたっ  
ております。

雑駁でございますが、以上で自治基本条例の説明は終わらせていただきます。

座長

ありがとうございました。自治基本条例素案について、何か質問などありますでしょ  
うか。

市民委員

私はこの市民会議の中で区長の公選とか区会議、区の議会ですね、これを設けたらどう  
だという提案をしたことがあるんですけども、こんな形で、区民会議という中でそれが出

てきたということで大変私も歓迎するわけなんですけど、私、ちょっとわからないことがあるんですけども、例えば区長を公選するといった場合には、何か法律的に制限、制約があるらしいですね。どんなことなんでしょうか。

#### 政策部長

これから区行政の改革の方をご説明しますので、それが終わった後で区の問題は……。

#### 副座長

急に何かタウンミーティングの総合計画だけかなと思ったら自治基本条例も一緒にやられて、焦り出したかなとかちょっと。一緒に説明会やるんですか、タウンミーティング。慌てているなというふうを感じるんですけど、そんなに慌ててつくらなくちゃいけないもですかというのが一つあるんですけど。

それから、この間傍聴に行ったのですけれども、私と同じようなことを言っている人がいるなと思ったのですけれども、総則の協働、「対等な関係に立って協力」、ここやっぱり気になりますよね。細かいことも言っちゃっていいのかな。

それから市民の責務って、やっぱりこれ余りにも規定が多いと、意見が言えなくなりますよね。

それからもう一つは、情報の共有というのが行政運営のところにあったのですけれども、行政運営の2のア、情報の共有じゃなくて公開、まず公開をすることじゃないですかね。公開がされていないんですね。

それから、さっきの海老名さんだけ、市長の発議、住民投票。市長の発議というのは疑問ですね。住民とかはまあわかるけど、市長が発議して住民投票って何か怖いな。単純な意見です。

#### 座長

ありがとうございました。

#### 市民委員

第4の国や他の自治体との関係の部分が、これで拝見するととても少ないんですけども、この程度のことでいいのでしょうかという、もう少し深い議論はなかったのでしょうか

かということなんですが、これから地方分権が進んでくるにつれていろいろなことが自治体の方に下りてきますよね。そのときに、何かすごくここの部分、これだけで本当にいいんだろうかという不安があったので、もう少し深い議論とかいろんな意見とかなかったのでしょうか。

座長

今の点については何かご説明いただけますでしょうか。国というか、いろんなほかの自治体がある中で、川崎市はどういうスタンスで行くんでしょうかという部分が多分書かれていないというか、もう少し表現できなかったかということが多分言われているんだと思うんですけど、この点について何か説明としてありますでしょうか。

政策部長

まず、では、今のご質問についてですか。ご質問の趣旨がちょっとまだよくのみ込めていないんですが、ほかの自治体との関係……。

市民委員

国との関係について心配しておりまして、いろんなものが一般財源化されてきていますよね。そういう中で、本当に自治体とか市民自治とかということで、守れるんだろうかという部分が不安なんです。例えば3兆円の税源移譲とかというのが出ていますが、その内容はほとんど子供の福祉に関してなんです。この間、私はその提言を出したところの話をお聞きしたら、なぜ子供の福祉から手をつけたんですかと聞いたら、一番やりやすいからだって言われたんです。利害関係が何もなくて、一番簡単にできるところから手をつけたんだって言われたんです。実際に、保育園も一般財源化したし、児童相談所ももう既に一般財源化しているんですよね。今度虐待対策費もそこに含まれてきているという状況の中で、えって、国として何か守るというポリシーは何もないんですかって厚労省のお役人に聞いたんですけど、何にも出てこないんですね。じゃあ、自治体がこれからそのポリシーを持って、市民がよっぽどしっかりして守っていかなきゃいけないってことなのかって。だけど、実際今までも子供の施策に関してはもう社会保障費全体の中の3.7%しか国は出していないという中で、じゃあ、自治体として何をこれからやれるんだろうかという非常に不安を覚えたので、これからそれがどんどん進んでいくときに、国との

対等な立場で相互に協力とかいうことを本当にできるのか。少子化だの何だのと言いながら、実際にはそれを促進するようなことに現実はなっているのに、川崎市はそのあたり何にも、何かちゃんとあるのかしらという、非常にそれでここを見たときに「対等な立場で相互に協力」、えっ、これだけでいいのだろうかという不安を覚えたんですね。

#### 政策部長

この自治基本条例は、逆に言うと何で先ほどご説明した市民自治の基本理念というところで、1項目めは地域社会の課題については基本的には解決できるところは市民が解決をしていくという基本的なスタンスに立って、それでもなおかつ自分たちで解決できない課題であるとか、あるいは団体を組織して、そこにやらせた方が効率的にできるものもあるわけですね。そういうものについては団体を組織をして、市民の総意で団体を設立したんだと。2番目にその設立した団体の運営がきちとなされているかどうかについて、市長を選び、あるいは議会というものを設置して、そこに監視役を置いてやるんだと。3番目に、じゃあ川崎のこの二つの前提をきちとやっていくためには、やっぱり国とか県も書いてありますけど、基本的には国との関係なんですね。国との関係でどうやって自治を守っていくかというのが大きな課題、だから、3番目に位置づけてあるんです。その規定に基づいて最後のところで、基本的には国・県との関係は対等な関係、それは一定程度の制約はもちろんあるわけですね。ただ、自治という観点においては、自治という観点においては対等な関係でなければならないと。それがなければ、つまり川崎市における自治を守れないわけなんで、その点については対等な関係でなければならないという規定を置いてあるんですね。

ところが現実には、特に、いわば一番厳しいのは財源的な問題で、かなり三位一体改革とはいえ、本当に三位一体で改革がなされているのかということは後で財政の方も、今このところで非常に苦労していますので、非常に厳しい現実があるというのは我々も承知しています。そのところをやっぱり一つはどうやってやっていくかというのは大きな課題としてありながら、分権改革というのはそのところを権限も移譲して、財源も本当は移譲して、いわゆる自治体の自治というものをもっと厚みをつけていこうという方向なんだけど、なかなかそれが現実にはうまくいっていないということはあると思うんですね。

しかし、その自治基本条例というのは、いわばその前提を確保した上で、なおかつ川崎市という自治体を市民がどうやって運営していくかということの基本に定めたものだと思います。

うのですね。それがずっと一貫して流れているのでというふうに思いますが、そこら辺の話は今、最初お尋ねになったこともかなり細かいこともあるので、これはお答えしていると時間が物すごいかかるのであれなのですが、そういったお尋ねのようなこともすべて含めて基本条例で、これ基本条例ですので、自治の基本を定めただけなんですよ。具体的な制度とか、ましてや施策のことに関しては、基本的には基本構想なり実行計画の中で、いわば今の与えられた条件あるいは国との関係の中でどういう施策を打って、子供たちのために施策が打てるのかというのはまた別途の課題だというふうに思うんですが。ちょっとお答えになっているようではなっていないところもあります。

市民委員

お気持ちはすごくわかるのですが。

政策部長

そのところは逆に言えば地方分権と言いながら、ある意味で言うと自治は危機にさらされているということもあるわけですよ。町村合併について反対の人も多くいるわけですし、あるいは最低限の、財政運営も含めて考えていくと一定程度の規模が必要だという考え方もあるわけで、やっぱり自治はかなり岐路に立たされているので、だからこそこういうお互いに川崎市における自治をどうやって確保していくかということを、改めてここで市民の皆さんとともに確認をして、その上でその条例をつくりたいということだと思うのですけれども。ちょっとこれぐらいで……。

座長

ありがとうございました。時間が過ぎていっていますので、次のテーマの説明をお願いしたいと思います。そこで回答も出てくるのかなと思います。

区行政改革について、お願いします。

政策部主幹

よろしくお願いいたします。

では、区行政改革につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。お手元にA3の資料で区行政改革の基本方向という資料があると思いますけれども、これを使いまし

てご説明を申し上げます。

先ほどから基本構想、さらには自治基本条例の説明がございましたけれども、区行政改革とその基本構想等々の関係で申し上げますと、一つは基本構想の、7番目の柱のところに「参加と協働による市民自治のまちづくり」ということがございまして、その政策の基本方向、市民と協働して地域課題を解決するということに基本的には位置づいている中身でございます。さらに、自治基本条例で申し上げますと、その中に区という位置づけがございましたけれども、その部分に対応する中身ということでご理解をいただければと思います。

この資料に戻りますけれども、基本的には今年の5月の末に区行政改革検討委員会から報告書が出まして、その概要がこの資料の2枚目、3枚目に区行政改革検討委員会報告書の概要ということでおつけをしてございますけれども、このような考え方に基づいて現在区行政改革を市で進めていく方向で検討を進めているところでございます。このように総合計画の基本構想とともに、今後その実行計画を策定していく中で、区行政改革について、具体的に位置づけていきたいと、こういう考え方で進めていくということでございます。

それでは、資料でございましてけれども、現状・背景、それから課題という部分につきましては、特に基本構想等の考え方の基本になる部分でもございますので、そういった考え方をもとに区行政改革への要請がございまして、この右半分のところからローマ数字の から ということで、四つの区役所像を示しております。

最初に 番目でございますけれども、「地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所」ということで、実はこの紙の一番上に区行政改革の基本方向ということで、「窓口サービス機能中心の『区役所』から、地域の課題を自ら発見し解決できる『市民協働拠点』へ」ということで、どちらかという、これまでの区役所で申し上げますと、いわゆる住民票ですとか、そういった証明の発行ですとか、税の問題ですとか、保健福祉センターなり建設センターというような業務がございましてけれども、どちらかという窓口サービス機能が全面に出ているような状況がございまして、自治基本条例の素案の中でも、基本的には地域の課題をみずから発見して解決できる、そういった体制を区役所の中に築いていきたいという考え方で進めていきたいということでございます。そのような意味で番目の区役所像として、「地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所」を掲げているわけですが、その中には、一つには地域におけるまちづくり拠点としての整備ということで、区域の中にはまちづくりにかかわる様々な課題がございまして、ここには初動期

におけるまちづくりだとか、さらには放置自転車対策ですとか、市には七つの区がございまして、それぞれの特性がございましてけれども、いろんなプロジェクトもその中で動いている。それに対応した地域課題の解決とをどのように図っていくのかという課題がございまして、そういった体制、まちづくりへの課題に対する対応、これはもちろん本庁のいろんな組織も連携をして取り組まなければならない課題ではございますけれども、市民の方々に身近な区役所の中にそういった対応ができるような体制を築いていきたいという考え方でございます。

もう一つが子育ての総合的な支援拠点としての整備についてで、これも現在の区役所で申し上げますと、保健福祉センターの中にいわゆる子育て、保健師さんを中心といたしまして、そういった子育てにかかわる課題についての対応をしているということでございますけれども、例えば保育園等に関して、長時間保育ですとか一時保育ですとか、様々な地域性の中で多様な保育ニーズがあったり、さらには教育にかかわるようなことも、現在で申し上げますと教育委員会が全体を見ながら各地域にある学校との連携対応をとっている状況がございましてけれども、むしろ地域の中で、身近なところで教育にかかわる課題の解決に向けて、学校と地域を結ぶような関係をどうやって築いていけばよいのかというような課題への対応など、そういった部分を子育ての総合的な支援拠点という考え方の中で区役所の中に整備していけないかということが打ち出されております。

次に、 番目につきましては、「地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所」ということで、川崎市では平成13年に市民活動支援指針を策定しております。その中でも市民活動の拠点の考え方として、全市の拠点、これは市民活動センターとして、中原の方で既にスタートをしておりますけれども、そういった考え方とともに、区における拠点、さらには地域における拠点という三つの市民活動の拠点の考え方が示されております。区役所におきましては、その区の拠点という位置づけの中で、区役所の中にその体制を築けないかということがこの2番目の趣旨でございます。そういった意味では、市民活動支援体制の整備ということで、活動拠点だとか基金、補助・助成、情報提供など、具体的な支援策の実施等についてどのように区の中で実現できるのか、こういった内容も今後検討をしていく必要があるだろうということ、さらには、 の2番目のところには、区における市民利用施設のネットワーク化がございましてけれども、ここに市民館ですとかこども文化センター、老人いこいの家等の市民利用施設がございまして、基本的にはこのような施設は、目的施設ということで、それぞれ違った目的を持ってその地域の中



に整備がされている状況がございますけれども、市民活動の場としてその目的施設を、例えば目的以外の時間帯に使うことができないかという趣旨で、施設のネットワーク化についても検討を進めるべきであるとしております。

次に、ローマ数字の 番目につきましては、「市民に便利で快適なサービスを効果的かつ効率的に提供する区役所」ということで、ここには従来の区役所の窓口サービスの利便性の向上の取り組み、さらには、コンタクトセンターというふうにごございますけれども、市に対してのいろいろな問い合わせですとか、相談等を一元的に受けるセンターとしてコンタクトセンター（市民お客様センター）の設置がございまして、こういった取り組みも進めていくべきだろうということ、さらには三つ目の のところには、区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化と書かれてございますが、ここにもありますように、現在は、区役所、支所、出張所、連絡所、行政サービスコーナーという、行政サービスを提供している窓口があるわけですが、それぞれの場で提供するサービスの中身も若干ずつ異なっているということもあって、できるだけ市民の方々にもわかりやすいサービス窓口の体制を築いていくために、こういった機能の整理をさらに進めていく方向が示されております。

また、ローマ数字の 番目には、「地域住民の総意に基づく自治を实践する区役所」を掲げております。これはどちらかといえば、制度や仕組みの整備を進めていく内容が示されております。先ほどご質問にもありました、区長さんの公選の話もございまして、まず一つ目は区民会議の設置ということでございます。これは先ほどの自治基本条例の素案の中にも規定がございまして、区における重要課題を審議する場として区民会議を設置していくこと、さらには区長さんの総合調整機能に向けて、地域の課題を区長さんが先頭に立って解決をしていくという場合に、当然ながら市役所の本庁部門の各局がございまして、そこと連携を図ってどうやって解決できるかという取組を進めていかなければならないこと、そういった意味での総合調整機能というものを具体的にどのように構築していくのか、ここには総合調整規則を制定すると表現されておりますけれども、そういった規則をつくって、自主的に課題の解決ができるような形をとりたいということでございます。さらには、区予算の確立ということで、現在、区の区長さんの裁量の中で執行できる予算で、魅力ある区づくり推進事業費がございまして、むしろ区の中で課題を解決していくためには、魅力ある区づくり推進事業だけではなくて、資料にもございますような、例えば市民活動支援のための経費であるとか、さらにはさまざまな地域課題を解決するた

めの予算を区の予算として明確にしていくということもあわせて進めていきたいという内容でございます。

先ほど一たん触れましたが、区長さんの公選の話で申し上げますと、ちょうど3枚目の資料でございますが、中ほどに5として区長の職というところがございます。これも区行政改革検討委員会の報告の中で触れられている中身なのですが、現状の制度で申し上げますと、これは地方自治法の中で区長さんというのは事務吏員をもって充てるということで、いわゆる市の事務職員の中で、市長が任命をして区長になります。市役所にはいろんな局がございますけれども、各局の局長さんと同様に区長さんも決まっていくような形になっております。したがって、もともと区長さんを公選で決めることは、地方自治法上の規定の中で難しい状況にあるということでございます。

また、ここで言っている区長の職という中には、のところでございますけれども、任期付職員としての区長の外部からの登用ということ、その後段には合併後の市町村に設置が認められている地域自治区を援用した区長の特別職化等を含めて引き続き検討と書かれておりますが、ちょうど、現在議会が開会中ございまして、その代表質問等でも区長の職についての質問が出ており、任期付職員としての区長の外部からの登用について現在検討を進めているという答弁をいたしたところでございまして、これを実際に進める場合には条例を別に策定をして、それに基づいてということになりますので、それはまたその条例の策定をする際の議論もございしますが、そのような検討を現在進めているという状況でございます。

少し時間が超過をしておりますけれども、このように区行政改革については具体的な取り組みの検討を進めている状況でございます。先ほどもご説明申し上げましたが、総合計画の実行計画の中で、具体的な取り組みの内容を明らかにしていくという考え方でございますので、区行政改革については、総合計画が17年度スタートということになりますので、その中でできるところから具体化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

座長

ありがとうございました。区行政改革について、何か意見、質問などありますでしょうか。

市民委員

三つほど……。

市民委員

ちょっと、これはあれですか、ごめんなさい、確認ですけれども、この目次によると、1から4の一括質疑というのが5にありますけれども、個々にやるんですか。一括してやるんですか。個々にもうやっていったいいんですか。その都度、質問していった……。

座長

個々にもやっておりますし、最後にまとめて……。

市民委員

という意味ですか。

座長

最後にもう一度……。

市民委員

個々にやりながら、最後に一括してやる。

座長

はい。お尋ねしたいということで今進めております。

どうぞ。

市民委員

三つほどお伺いしたいんですけれども、一つは区で扱うべき課題と、それから、というのは広域的な公共サービスに関しては区で扱うのは余り適切でないと思うんですけれども、その辺の区分けをどういうふうにするのか、基準みたいなものは添付されているのかということですね。

それから、もう一つは区民会議の区民の考え方ですけれども、ここで言っている区民と

というのは自治基本条例の方の区民とは整合がとれてないのではないかと思うんですけども、そのことです。

3、協働型事業委託手法というのがあるんですけども、具体的にはどういうことなのか教えていただけませんか。ひとまず3点。

政策部長

1点目はおっしゃるとおり、区で解決できる課題あるいは解決した方がいい課題と、もっと広域的に考えなきゃいけない課題があるわけですし、例えば大きな道路をつくる時には川崎市内というよりは首都圏全体の中で考えなきゃいけない、あるいは鉄道網の整備なんかもそうだと思うんですけども、そういう課題がありますので、それは整理していかなくちゃいけないと思っていますが、例えばこういう基準でということはなかなか漠としては言えますけれども、明確にこれこれこういう基準のものは区で任せるといようなことについては、なかなかまたその整理も難しいんじゃないかというふうには思っているんですけどね。

市民委員

例えばその中で区における重要プロジェクトへの対応の中に、生田緑地周辺の一体的整備云々というのがあるんですけども、都市計画緑地としての生田緑地というのは、多摩区と宮前区にまたがっているわけですけども、そういうのはどういう根拠でこの区の重要プロジェクトの中に入っているんですか。

政策部長

ここに関しては全市の中でも大きなプロジェクトが生来拠点駅を中心にあったり、ここに書いてあるように生田緑地周辺の問題もあったりしますので、そのところを、今までだとどちらかというと事業局の方でいわば対応するというようなことだったのですけれども、ここにあるように大きなプロジェクト等々が地域環境に大きな影響を与えとかというようにもあって、そこら辺に関しては区と連携をとって対応していった方がいいのではないかということで、ここに例示として挙げています。だから、特段ここがまたがるということで、これは多摩区が中心になるとは思いますが、区を超えて対応すべき課題についてはそのように対応していかなくちゃいけないというふうに思っています。

れども。よろしいでしょうか、1点目は。

市民委員

2点目と関連するんですけれどもね、実は。2点目と関連してくるんですが、こういう課題については区民会議の対象になるということだと思っただけなんですけれども、多摩区民ですがちょっとかかわりたいと思っているものですから、こういう規定でいくと外れるのかなと思って……。

政策部長

いえ、一応区民会議についても自治基本条例の中でも位置づけていますので、その考え方はいわゆる市民が単なる住民だけではなくて、その通勤・通学者も含めて地域内で活動している人等々も含めて市民というふうに位置づけておりますので、そういう多様な主体がこれからは地域社会の自治を担っていくんだという考え方で、そういうように位置づけておりますので、この区民という考え方も同じように解釈したいというふうに思っています、そういう意味では、例えば高津区であれば高津区に通勤・通学している人も含めて区民と考えていきたいというふうに思っております。

ただ、区民会議の委員の選出母体あるいはその委員にどういう人になるかということについては、基本条例では直接規定をしておりますので、これは別途区民会議の個別の検討の中で委員のいわば選出母体とかどういう人を委員にするかということについては決めていきたいと思っておりますけれども。市民と区民に関しては基本的には同じ考え方でいきたいというふうに思っています。

市民委員

これには区内に住所を有する者と書いてあるんですけども、まだ決まっていないという意味ですか。

政策部長

ここは、これは5月に学識の検討委員会からいただいたレポートなんですね。ベースは住民ということなんですが、その後基本条例の検討の中で、市民という位置づけを今までの住民という位置づけから大きく変えて、自治を担うのはさっき言ったような多様な主体

だという考え方に立っていますので、その自治基本条例に区民会議を位置づけたということとは同じ統一した考え方でいきたいということです。

座長

最後の協働型事業はいいの。

政策部主幹

協働型事業委託につきましては、市民活動推進委員会が現在市でも別途取り組まれておりますけれども、そこからも昨年提言が出されておりました、いわゆる市が事業の委託をするときに、その委託先として当然ながら市民活動団体も考えられ、委託をする際に、その中身についての検討を当初の段階から市民活動をやられている方々とよく意見を伺って、そういった中で委託する事業の中身をつくっていくと、そういった形で事業委託をしていくという考え方でございます。

座長

ありがとうございました。

市民委員

区行政改革の基本方向について、先ほど説明がありました。大枠は私も文字どおり、そのようにやっていただきたいと思えますし、つまり総合計画の7番目に参加と協働による市民自治のまちづくりがあって、それが基本自治条例の中で協働の拠点が区だという指摘があって、それでこの区行政改革という基本的なところが出てきていると、その位置づけは非常に明快であるし、方向としては僕は大変いいというふうに思いますが、幾つかちょっと申し上げたい質問もあるんですが、一つは、私、別途教育プラン策定委員会の中の社会教育専門部会というのに属して、今、社会教育のプランづくりをしているわけなんですけれども、今の段階は中間報告が出て、その次の段階にいつているんですね。まだ、最終報告とか最終提案といった形にまでは行っていないのですけれども、その社会教育あるいは生涯学習という概念はこの区政行政改革の基本方向ということを決めるに当たっても、先ほどから出ている市民の自立、自治運営を担う主体、あるいはさまざまな学習を通してまちづくりに参加していくということを考えると、協働の一方の担い手であるというふう

なことを考えると、今後社会教育あるいは生涯学習の拡充、従来型の市民館の講座とかとはまた別に、新しい分権型社会における市民館のあり方とか、社会教育あるいは生涯学習の全市的な構築、体系を構築していく、それと区行政との関連とかいろいろ出てくると思われますので、まず一つ申し上げたいのは教育プラン策定の社会教育部門、専門部会の報告書等を現在のこの区行政の基本的方向の中にやがてきっちりすり合わせをして、ご検討いただきたいということがまず一つあります。

それと、ちょっと具体的に申します。それとの関連で申しますと、この1枚目の右側に四つの枠がありますけれども、 と に共通するんですけど、この中に市民館と社会教育振興担当との連携体制が必要、あるいは区における市民利用施設のネットワーク化が必要ということが書いてございまして、基本的には私も全くそのとおりだと思うんですが、ただ、留意していただきたいのは、こども文化センター、老人いこいの家、スポーツセンターというのはどちらかという貸しスペースなんですね、どっちかという。市民利用施設なんですね。ところが、市民館というのは特段こだわるわけではないんですけど、あれは教育施設なんですよ。教育の事業を実施していく施設なんですよ。単なる貸しスペース、市民利用施設ではないんですよ。したがって市民館、そういう社会教育の教育施設と一般的な市民貸し、場所貸し施設が極端な話、一緒になったときの連携のあり方というのは当然違ってくると思うんですよ。こども文化センターと老人いこいの家が連動するというのとは違って、そこに市民館が加わるということは連携の仕方、ネットワークの組み方が違ってくる、社会教育施設、教育施設としての市民館の位置づけというのをやっぱりきっちりすべきだと思うし、社会教育の現在の専門部会、先ほど申しましたあの中でもそのあたりの議論が非常に今沸騰しているところなんですよ。今後市民館は一体どうなっていくんだろうか。区の中でネットワークの中核として、これからの市民が育つ場、市民が日常空間の中で日常生活の中で自分を育て、学び、人と交流し、新しい川崎市民としての自覚と意識を持っていく学びの場としての市民館の位置づけというのはこれから非常に重要になってくるのではないかということを思いますので、その点のネットワークの仕方あるいは教育プランの報告書とのすり合わせというのをばっちりやっていただきたいし、まだ機会があれば意見も述べたいということを思います。それが一つ。

それから、四つ四角の窓がある中の下の左側、 のところにちょっと気になる言い回しがあるので、細かい話ですが申し上げますけれども、このローマ数字の の二つ目の の一番最後に、「市民お客様センター」というのがあるんですね。市民は果たしてお客様か

と。かつて市民は顧客、行政サービスの受け手、納税者、タックスペイヤーに対するサービスの還元でお客様という言い方をかつてしていたことがありましたけれども、先ほども言いましたように、自治運営を担う主体として市民と議会と執行機関がある。その三つの主体の一つが市民でありまして、お客様ではないんだと。行政と対等の立場で協働しながら地域課題を解決していく一方の主体であるという認識に立つと、ここは「市民センター」でよろしいんじゃないかということ进行います。以上です。

あと、2枚目の……、どうですか、長いですか。

座長

長いですけど。短く。どうぞ。

市民委員

もう一点だけ。関連して2枚目ですね。2枚目をちょっと見ていただきますと、先ほどの話とダブるんですが、もう簡単にします。この大きな1、2、地域保健福祉の総合拠点としての整備というのがあって、これは非常に大事なことなんでア、イ、ウと書いてあるんですが、このアの子育ての総合的な支援拠点としての整備というのがありまして、その中の のところに生涯学習の再構築ということが出てくるんですが、この大きな柱のア、子育ての総合的な支援拠点としての整備の中の の生涯学習の再構築という、この生涯学習の位置づけですね。別にここにあって悪いというんじゃないんですが、先ほど僕は冒頭にちょっと大きな枠組みで申し上げたように、やっぱり生涯学習、社会教育の位置づけというのをもっと違う視点でもってもう一回議論をしていただきたいということ进行います。以上です。

座長

反論されたいんですか。

政策部長

いえいえ、簡単に答えます。

座長



じゃあ、お願いします。

政策部長

1点目は今言われたことも我々も考えておりました、お時間があればご議論したいぐらい考えておりますので、また逆に言うとそこら辺で今お話のあった新しい従来型の市民館のあり方ではなくというようなお答えもちょっとありましたけれども、そこら辺でどうすればいいのかなということを今考えておりますので。

それから2点目、この言葉はやっぱり非常に不評でして、もういつ言っても言われます。ただ、ここで言っているのは、市民はそれこそ基本条例にあるように、それこそ主権者であるし、自治の担い手であるわけなんで、それを前提にしているんですが、ここでは要するに今までの行政がサービスをやるときにこちら側の都合でサービスをやっていたのを、一たん市民の方がどういうふうにそのサービスを受け取るかという、その立場に立って考えようという、そこで使っている言葉なんです、不評でございますので多分名前は変わるんじゃないかなと。

3点目は最初と同じ答えです。

座長

短くお願いします。

市民委員

私も役所が今までイメージしていたのと随分これで変わってくるんだなという感じは受けまして、そういう意味でも非常にいい方向だろうというふうに思いますが、逆に変えていこうとした場合には市のスタッフの方々のマインド、それから我々市民の側のマインド、その辺も随分変えていかないとこういう方向になっていかないだろうというふうに思うんです。その辺のところを含めて、もちろん区役所側の方の機能とか役割も随分変わってくるだろう、変えないといけないわけですね。その辺のところをどういうふうに変えていくかという、いわゆる変革と推進の部分というのは今後どういうふうに動かしていくことになるのでしょうか。その辺はどういうふうにかえたらよろしいのでしょうか。

座長

短く。

政策部長

これもそういうふうに思っておりますし、ただ、自治基本条例を定めるということは、あとは読んでいただければわかりますけれども、自治運営の、行政運営の基本原則のところ、同じように今後の行政運営については市民との情報共有を前提とし、参加と協働を前提とした行政運営をしていかなきゃいけないということを定めるということは、行政職員はこれからはそういった原則を踏まえながら行政運営をしていかなきゃいけないということを定めますので、今おっしゃった市民と一緒に議論して解決策を見つけ出せるような、そういう職員になっていかなきゃいけないというふうに考えております。

市民委員

そういう場合には推進役というような組織ができる、つくってやっていくということになるのでしょうか。

政策部長

いや、これは全部局がそういう基本的な精神に立ちませんと、一部の部局が旗振っているだけではだめだろうというふうに思います。

市民委員

わかりました。

座長

時間がありませんので、次、本市の財政状況について、できれば10分程度に凝縮していただければ助かるんですけど。述べたいことはどうぞお述べください。

財政課主幹

よろしいですか。財政課の大村と申します。資料は予算編成についてというものがありますけれども、最初に決算の方をご説明したいので、そちらをご参照いただきたいと思いますんですが、編成の後、4枚目をめくっていただくと平成15年度の決算（見込）の概要と

いうものがあります。決算については、従来は12月に一般会計の決算審査を議会にお願いしていましたが、ことしから議会改革の一環として9月に前倒しで審査することになりました。ただいまちょうど決算委員会の最中ということで、来週いわゆる質疑が行われるというような段取りになっております。

では、早速中身ですけれども、1ページ目、上にゴシックで書いてあります実質収支は5億円ということですが、この実質収支というのは下の表をごらんいただきたいんですが、歳入が15年度5,842億円余、それから、歳出が5,798億円余ですから、差し引き44億円ということ。44億円のいわゆる歳入と歳出の差といいますか、歳入の余りがあるんですけれども、実際には事業の中には当該年度に終了できなくて、翌年度に繰り越して行う事業があります。その事業に充てるべき財源が38億円あるということで、それを差し引いたもの、それを実質収支というふうに呼んでおります。これが15年度の場合は5億円あるということです。

この5億円の金額ですけれども、実は13年度、14年度、4億円でした。ということで、若干状況が改善したかのように見えるんですけれども、ほとんど誤差の範囲というふうにお考えいただきたいと思います。ただ、逆に15年度は初めて減債基金から借入れを行っております。それも見出しにあるとおり減債基金から17億円の借入れを行っております。

ここで非常に気にしてなければならぬことがございますが、この借入れを行って5億円の实質収支が出たということは、逆に赤字というふうに見てもいいような内容かなとも思います。

それから、また見出しに戻っていただいて、市税は2年連続でマイナスというような厳しい状況です。そういうことで、依然として厳しい財政状況にあるという分析をしております。我々としては15年度の決算を簡単にこういうような形で特徴づけております。

それから、またちょっと表に戻っていただきたいんですが、14年度の数字との比較をしていただきますと、歳入歳出ともに550億円を超える増があるんですね。15年度は14年度よりも10%以上決算規模が上回っております。これを見ると、何かあたかも市財政が大きく好転したかのように見えると思うんですが、実際にはそうではございません。内容的には3月補正で総合的土地対策の関係で、かなり大きな補正をやっております。具体的に幾つか項目があるんですけれども、例えば土地開発公社というのは市の必要な用地を先行取得するような第三セクターなんですけれども、そちら、例えば市のために先行し

て土地を買う場合、その原資というのは銀行の借り入れによって賄っております。その銀行の金利がどんどん土地の代金に上乗せされていきまして、最終的に市が買い取る場合、その金利も含めて買わなければいけないということなんですね。そういうような状況でありますので、その負担を少しでも軽減するために、市が市債を借り入れしまして、それを貸し付けるような補正を行いました。それが200億円以上あります。こういったことがあって非常に大きく膨らんだということです。ですから、いわゆる特定財源と一般財源というふうな言い方をしまして、一般財源というのは市税収入に代表されるわけですが、本市の場合は3,000億円強あります。これが多いか少ないかによっていわゆる財政が裕福であるかどうかという判断をしていただくということになりまして、今申し上げた市債のようなものは特定財源です。ある事業があって初めてその財源が入ってくるというものですから、その規模をもって自治体が裕福であるかないかという判断はなかなかできないというようなことがあります。

それから、何ページかめくっていただいて、5ページをお願いいたします。まず表1です。主な歳入の状況ということですが、先ほど申し上げたとおり、市税は昨年度に比べまして76億円減っております。それから、やはり同じく一般財源であります地方交付税ですが、これは前年度比57億円の減です。これは普通交付税が全く入ってこないという状況ですね。いわゆる不交付団体になったというようなことによるものです。

一方、市債については483億円の増です。これは先ほど申し上げた土地開発公社への貸し付けにかかわる転貸債、それから特徴的なのはミューザ川崎の150億円の起債等がありまして、これだけふえております。

下の表は市税の個々の状況を示しておりますけれども、まず個人市民税は課税所得の減少ということで30億円強の減です。それに対しまして、法人市民税は企業収益が増加しておりますので、前年度に比べて20億円の増ではありますけれども、かつては法人市民税は300億円を超えるような状況がありましたので、それに比べると非常に低水準にあるということです。

それから、固定資産税については非常に、一番安定している財源であるはずですが、昨年度は約50億円の減となっております。これは3年に一度の評価がえがありまして、その影響が大変大きいということです。

以上です。

次のページです、右側のページをごらんいただきたいんですが、表3、市税の推移とい

うことですが、ここには市税の10年間の推移を示しております。非常に特徴的なのは市税総額の欄ですけれども、15年度2,551億円なんです、これに対して平成6年度、一番先頭ですけれども、ちょうど10年前ですね、2,594億円と今年度を上回っているんですね。要するに、この10年間で最も低い決算額だったのが15年度の市税の状況です。特に平成6年度というのは個人市民税の定率の減税ですか、20%減税があった年で、その影響で補正で170億円を超えるような減額をしております。そういった特殊要素のある平成6年度の金額をも平成15年度は下回っているという状況です。それだけ厳しい状況が示されております。

次のページをめくってください。7ページの上の表の5ですけれども、これは地方交付税の推移を示しております。長く川崎市は裕福というような位置づけで、平成8年度までは普通交付税がゼロだったわけです。平成9年度に久しぶりに交付団体に転落したというようなことで33億円の普通交付税の交付を受けております。それがどんどんふえていきまして、平成12年度に193億円ということです。13年度は一転して今度は減っております。101億円に減っておりますが、ここには理由がございまして、いわゆる普通交付税というのは自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な額を基準財政需要額という形で国が算定しまして、それと実際の、実際ではないんですけれども、収入額との差を補てんするというような制度なわけです。実際に普通交付税の原資というのは決められておまして、法人税ですとか酒税ですとか所得税の一定割合が交付税の原資になるわけですが、先ほど申し上げた算定の基礎に基づいて出してしまうとそれだけでは不足してしまうという状況があるわけです。そこで国は交付税特会の方で借り入れを行いまして、それを原資にいわゆる普通交付税を配分していたわけですね。ところが、その借入額も非常にどんどんふえてしましまして、これでは今後立ち行かないというような状況があって、13年度から新しい制度を創設いたしました。それが下の表に示しております表にありますとおり、臨時財政対策債というものなんですね。いわゆる普通交付税にかわるものとして、自治体の方で、地方の方で自分たちの判断で発行を任されているというものです。これが13年度本市の場合75億円発行があったということです。ですから、上の普通交付税101億円にこの75億円を足していただいて比較するべきでありまして、ですから、平成12年度普通交付税が193億円だったものが13年度は101億円の普通交付税と75億円の臨時財政対策債で176億円、ほぼ同額が確保されているということです。逆に14年度、15年度を見ていただきますと、計欄にありますように、それがどんどんふ

えていって、平成15年度はついに普通交付税がゼロで臨時財政対策債が285億円になっているという状況です。

ということで、市の財政状況は普通交付税がゼロになったからといって、好転したわけではなくて、むしろ厳しい状況にさらになっているというようなことを示しております。

そういうようなことがありまして、中段の表6にありますとおり、市債の発行額もかなりふえてありまして、平成15年度は1,000億円を超えるような状況になっております。

それから次のページ、右側ですけれども、8ページの下の方、表9の性質別の決算額の状況をごらんいただきたいんですが、こちらはいわゆる義務的経費の構成比にちょっと着目していただきたいんです。平成14年度、48.6%という構成比でした。これが15年度は46.4%と逆に減っておりますが、実際に予算規模が15年度大きくふえておりますので、構成比が減ったとはいっても状況としてはかえって厳しくなっているということがあります。人件費を見ていただきますと、金額では44億円減っております。定数も減らしておりますし、期末勤勉の支給月数も減っているというような状況があって、これだけ減っております。しかしながら、扶助費は68億円、これは生活保護扶助費の増が主な要因になっておりますけれども、相変わらずふえているということです。公債費も118億円ふえて、義務的経費全体では142億円の増になっています。という状況です。

次のページをお願いいたします。これは今の性質別の構成比の推移を上の方の表10で示しておりますけれども、平成6年度義務的経費が40%そこそこだったものが、その後どんどんふえ続けてありまして、現在は40%の後半にあるということです。平成15年度下がっているのは、たまたまこれは財政規模全体が大きくふえたということによってあります。

それから、次の中段の表11です。財政調整基金の推移ですけれども、平成3年度の残高を見ていただきますと、310億円を超えておりました。これがその後財源対策として使っていきまして、現在では7億円余の残高になってしまって、いわゆる財源対策として使えるような状況にはないということです。それにかわって、現在は表12にありますように、減債基金ですね、こちらを借り入れて何とかしのいでいるという状況があります。減債基金というのは目的がありまして、公債費の償還に充てるための積み立てですので、本来的にはこれは一般会計が借り入れるような性質のものではないんですけれども、今はこれに頼るしかすべがないという状況です。15年度残高は738億円というふうになっ

ておりますけれども、このうち400億円強を平成20年度までに借り入れるというよう  
な計画になっております。

とりあえず決算に関しては以上でございます。

それで、予算編成の方ですけれども、戻っていただきたいんですが、これはちょっと簡  
単に触れさせていただきましても、9月6日に予算編成方針を各局の方に示しており  
まして、予算編成作業は今本格的な作業を進めているという状況になっております。それ  
で、ことしの特徴はご存じのとおり総合計画との整合性ということになりまして、次の2  
ページをごらんいただきたいんですが、特に平成17年度の予算は総合計画の3カ年の実  
行計画の初年度に当たるということです。その辺を意識した作業を進めようという形で準  
備をしております。

2ページの一番下の段落をごらんいただきたいんですが、社会経済環境の変化の中にお  
いても総合計画の実行性を確保するため、3カ年の実行計画を策定するということになっ  
ておりまして、そういうことで3カ年の事業内容を視野に置いて予算調整を行うものとす  
ると。ちょっと理念的になっていきますけれども、具体的には常に我々の予算編成作業、予  
算査定作業というのは後年度負担というものを意識してやっておりますけれども、こと  
しは特に3カ年の予算の内容ですとか規模を各事業ごとに意識しながら査定作業を進めよ  
うとしておりますということです。

それから、ちょっと飛びまして、6ページですけれども、今後5年間の収支見通しを改  
めて示しております。こちらを見ていただきますと、5カ年の収支不足額の合計が3,0  
00億円ということになっております。これはいわゆる行財政改革の初年度に出した収支  
不足額3,100億円と余り変わっていない数字ということになりますけれども、その後、  
市税収入が見込みよりも下回っているというような状況があって、こういうことにはなっ  
ておりますけれども、いわゆる行財政改革というのは着実な成果をおさめているというこ  
とになっております。

例えば、平成17年度をごらんいただきたいんですが、収支差は557億円です。  
これは右側のページの同じく17年度の欄と対比をしていただきたいんですが、かつては  
17年度の収支不足額が600億円というふうに見込んでおりました。それが行財政改革  
を進めているにもかかわらず557億円の収支差、いわゆる43億円の収支の改善にとど  
まっているということに見えるわけですけれども、この主な要素というのは市税収  
入の減でございます。市税収入は17年度見込み2,540億円というふうに見込んでお

りますけれども、行革プラン上の収支見通しではこれが2,621億円でした。81億円見込みよりも下回っております。このいわゆる市税収入の減というのは、通常の場合ですと普通交付税で75%は創出されるというふうに理論上考えられるわけですが、本市は不交付団体であるということです。ただ、それにかわるものとして臨時財政対策債が、今は発行が認められておりますから、同程度のものの発行が認められるはずなんですが、実際には三位一体改革の影響でそちらの方の規模も圧縮されておりますので、いわゆるこの市税の81億円の減というのが丸々収支の厳しさに反映されているというようなことになっております。それを示す数字が一番下の三角の77億円という部分ですが、ちょっと複雑な数字になってしまいますが、収支差557億円に対して下の表の一番上に421億円という数字を示しております。これは行財政改革を目標どおり進めた場合にこれだけ改善が図られると、行財政改革と従来手法を併用しての話ですが、421億円の収支改善効果があったとしても、なお136億円の収支不足額が残ってしまうということなんですが、それに対して59億円については行革プラン上で減債基金から借り入れるということは想定しております。それでもなお残ってしまう77億円というのがいわゆる収支不足の拡大額ということで、これは先ほど申し上げた市税収入の81億円の減とほぼ合致するというようなこととなります。この77億円を今後どのような形で補てんしていくかというのが、これからが編成に任された課題ということになります。ただ、あくまでも市税についても、あるいは臨時財政対策債についても今後の三位一体改革の動向が見えない中での推計でございますので、それが秋以降明らかになった段階で、またこの収支見通しに大きな変更を余儀なくされる可能性もございます。

すみません、ちょっと超過してしまいましたけれども、以上でございます。

座長

ありがとうございました。かなり時間を押しているのですが、最後にまとめて質問を受け付けますということに切りかえたいと思います。質問ある方。

市民委員

よろしいですか。今のご説明のことなんですけれども、こちらのこの表ありますね。これの財政状況の見通しはというところがありましたよね。14ページです。これは平成14年の7月にこういうものを出されたわけですね。そうですね。それによりますと、この



15年の見通しなんですね、5,924億円というふうな支出の合計ですね。そのときの15年の予算がこれよりも500億円くらい少ない。5,485億円だったんですね。実算が5,798億円、それにあとは翌年度の繰り越しになりますので、5,800億円強ということになりますね。何を言いたいかといいますと、平成14年の7月にこれをおつくりになって、間もなく15年度の予算というのはできたわけですね。したがって、その見通しに比べますと、予算というやつが約440億円くらい下回っているんですね。これは非常にうまいんじゃないかというふうに思ったんですが、実際には何とそれはこの見通しに近いような実算になったわけですね。そうですね。

財政課主幹

今、見通しとおっしゃったのは……。

市民委員

平成14年7月におつくりになったこの見通しに実算が近くなった。もう一回申し上げますと、14年の7月に見通しをつくったとき、5,900億円だったわけですね。すぐ間もなく予算編成が行われて、約5,500億円の予算をつくられた。したがって、見通しに比べますと15年度でつくった予算は約500億円くらい少ない予算だったわけですね。実際は、これが約5,800億円になった。そうしますと、何で14年度の7月にこの見通しをつくって、間もなく予算編成しますね、そのときに500億円くらい、400何十億円くらい少ない予算をつくられたのに、実算は見通しの方に近いところの実算が出てきたのかというところが非常に疑問です。リストラクチャーをするわけですが、こういうものをやるための前提として見通しになったはずですね。それに対して予算は非常にうまい予算、実際は見通しと同じくらいに膨れ上がっている。この不思議というのはどういうことなんですか。

財政課主幹

まず、15年度の収支見通しの5,924億円というのは必要な金額をすべて計上した場合に必要な金額ということになります。それで、実際にこれだけの財源手当はできませんので、どういうことをしたかといいますと、行財政改革を進めているという部分もあります。例えば、給与費については予算定数の減ですとか、特勤手当の見直し等によりまし

て50億円程度の見直しを図っております。そういった形で実際に行革の成果というのが含まれた予算になっているわけですが、それだけではなくて、非常にこちらとしてもやりたくはないんですけれども、緊急避難的な対応もとっています。それは何かと言いますと、例えば公債費についてはちょっと細かい話で恐縮なんですけど、10年の満期が来た段階で一括償還をしなければいけないような、そういうような起債があるんですね。そういった種類の起債があるんですが、例えば100億円の市債を発行して、10年後の償還のときに100億円全部返すというのは非常に財政的にも負担になりますから、毎年積み立てをするというルールができておりまして、それを行わないというような措置をとって大きく歳出を減らすような対応をとっています。そういったものが具体的には100億円程度ございます。

あるいは国保会計の繰出金というのがありまして、それも所要額というのはある程度あるんですけれども、実際には当初予算では計上できないというような、計上する財源手当ができないというようなことがあって、何とかいわゆる歳入の規模に合わせるような予算のつくり方をしているんですね。そういうことがあって、実際に15年度、本当に必要な額を計上した場合には5,900億円あったものを5,500億円で何とか調整したというのが実態です。

それで、たまたま15年度5,800億円程度の決算規模にはなっていますけれども、それは先ほどご説明いたしましたとおり、3月補正でかなり大規模な、いわゆる土地対策を講じておりまして、これは全く当初の見通しの中にもなかった内容ですので、たまたまふえたということです。ですから、ちょっとそこには関連性はないんですね。

市民委員

今おっしゃった土地対策で結果的には減ったわけでしょう。

財政課主幹

そうですね。

市民委員

土地対策というのは当初からそういうことはわかっていたんじゃないかなと。なぜ、入れないのか。私は企業で経理をやってきたのですが、私どもはこういうことはしま

せん。結果的にこういうリストラクチャーする段階において、見通しというのは、直前に  
つくってあるわけですね。予算編成というのはすぐ後に行われたわけです、7月ですか  
らね。そのときにもう翌年分というのは必ずわかっているわけですね。したがって、あ  
る企業からいうと、こんなことだったら会社つぶれますよね。

市民委員

見通しは責任がなくて予算は責任あるということですかね。

市民委員

予算をおつくりになるときに、相当議会を通していろんなことをやって、相当の労力を  
してつくりますよね、予算をね。ところが、実算は予算と乖離しちゃっても、何かおかし  
いんじゃないの。

企画部長

今言われたとおりで、15年度の予算のとき私、財政課長だったんです。ちょうど14  
年度のときに予算編成やりました。今言われたとおり、収支の見込みというのは直近で立  
てるわけですね。それがその当初、ですから、予算はほとんど近いような格好になってい  
るわけですね。ところが、実際先ほどちょっと話がございましたけれども、土地対策とい  
うのを第2次の土地対策というのを立てたのがその1年後ぐらいなんですよ。それに基づ  
いて補正予算というような形で1年後に補正の予算を組んでやったということで、基本的  
に大きなギャップが出たとそういうことなんです。ですから、予算をつくったときの見  
通しは予算と等しいような形になっていますけれども、1年たって新たに土地の対策をき  
ちっと立てようということで土地対策の計画をつくって、その計画に基づいて1年後に、  
3月に補正予算という仕組みがございまして、補正予算を組んだという結果がその決算に  
あらわれている、そういうようなことでございます。

市民委員

いろいろ事情がとおりでしょうけれども、何かこれ一生懸命おつくりになっているとい  
うことが、見通しが3,000億円から足りないとなっていますよね。要するに5年間で  
3,000億円ですから、平均しますと約600億円くらい。これは市債を発行しないと

だめですよ。賄えないわけですよ。

企画部長

市債もそうですけれども、さまざまな仕組みでそのバランスをとって行って工夫をしながらやっているということです。

市民委員

そうですね。そうだと思いますけれども、なかなか大変なことですよ。

企画部長

大変なことです。

市民委員

人口はふえていると。しかし、個人の市民税は減っているということは非常に大きなポイントだと思うんですが、これから人口がふえるということが余りプラスではないんですね、市の財政からすると。というのは、人がふえると入ってくる税金よりも出ていく費用の方が大きいんですよ。だからね……。

企画部長

その話をするとまた時間が……。

市民委員

それで、そうなんです。それで、川崎の人口がふえないような施策をとった方が、このリストラクチャーをやっている間はポイントなんじゃないかという気がしますね。

まあ、以上です。

市民委員

ちょっと質問いいですか。

座長

はい。手短かに。

市民委員

予算の方の6ページの市税が少しずつ、平成21年まで上がっているんですが、これはさっき言った市民税じゃなくて法人市民税が上がるという内容で成立しているのですか。

財政課主幹

これについては、政府の経済見通しが実質経済成長率2%程度を見込んでおりますので、それに合わせております。ですから、個別の税目で何がというような形での試算はしておりません。

市民委員

川崎市の特徴は入っていないということですか。

財政課主幹

そうですね。そこまではなかなか推測は難しい……。

市民委員

施策がどちらかということ川崎市は産業を少し興そうという施策があって、今言った市民税は多分ふえないだろうと思っているんで、所得が上がるかどうか。個人市民税が。ということを考えて、その施策が入っているのかなと思ったのですが、単なる国が出したものにエクストラポレーションをしたというだけですか。

財政課主幹

そういうことになります。

市民委員

じゃあ、つまらないですね。

副座長

いいですか。行財政改革プランで、A B C Dランクつきましたよね。3カ年何とかかんとか。着手を見送る。それでこの17年度予算をやるって、それとの関係は大丈夫かな。事業は、結果がまだ3カ年で着手を見送るべき事業とかいろいろありますよね。A B C Dランク。それが決まってもいないのに17年度予算は編成できるの。

企画調整課長

17年度予算ですか。

副座長

そうそう、これは来年度予算。

企画調整課長

17年度予算はこれから編成になりますので。

副座長

これまだ結果出ていない。A B C Dのランクって。

企画調整課長

そういうものも実行計画をつくっていく中でどういうふうにしていくか、整理をしていないといけないと思います。

副座長

同時にやるわけですか。

企画部長

じゃあ、よろしいですか。一応行革プランをまず平成14年度に策定して、今言われたA B C Dとそれぞれ、Dランクについてはその廃止も含めて抜本的な見直しをしますというように整理をしているわけですね。ある意味では3年間たってきている状況の中で、一つは行革プランと、ある意味ではイコールなんですけれども、実施計画を今回まさしくこれからつくろうとしているわけですね。あるいは予算も先ほど説明がございましたけれど

も、17年度の予算というのは実行計画の初年度と全くイコールなんですよね。そういう状況の中で、今話がありましたそれぞれDランクに位置づけられている事業についてもどのような形で見直しをするのか。本当に全くやめるのか、あるいは形を変えてやるのか。あるいはずらしてやるのか。そういったことを実行計画の中では定めていく。あるいは予算編成とあわせてその策定の作業を進めると、こういったような形になります。

座長

そろそろ打ち切りたいですね。

市民委員

ざっくりな質問なんですけど、市税収入をふやそうとすると、施策としては何かあるんでしょうか。例えば、さっき言ったように住民税というのは、市民税ね、これはどうもふえそうもないよと。そうすると、あと法人市民税をふやすということが考えられますけれども、それは施策によって何かふやす方法があるのかどうか。それから、あと固定資産税というのはどんどんどんどん減っていく方向ですよね。これはもう減る方向、一方向なんですか。

企画部長

施策との絡みということで、例えば今回新聞なんかで出ていましたけれども、横浜市が臨海部に日産を誘致するためにそういったような税金を安くするとか、あるいは補助金を何十億円出すとかという施策が一つあるわけですね。それは企業の誘致をして、そこに雇用と、それとそういった税収を増すと、そういったことが一つやっぱりあるかと思えます。

それから、固定資産税というのも土地と家屋と償却資産という形になりますので、一つはそういったような事業活動を活発化させるための今言ったような施策が一つ考えられるということですし、それからもう一つは、やっぱり土地については先ほどありましたけれども、ずっとバブルの崩壊以後、土地の値段が下がっているわけですね。きょうの新聞にたまたま出ていましたけれども、それが少しずつ下げどまっているという動きになってきましたね。そうしますと、そういったところについては土地の効率がやっぱり高くなっていくということですから、それを今度は逆に土地の値段が上がってくると。結果として固

定資産税もふえる。そういったことが考えられます。

財政課主幹

固定資産税、15年度大きく落ちていますが、家屋が落ちるとするのはたまたま評価がえだったものですから、いわゆる新築、先ほどの人口増に伴う新築の寄与分もあるはずですから、こちらは15年度の特異要素かなというふうに考えていただいてもいいと思います。土地については、若干下げどまりの傾向も見えつつあるようなので、ずっと下がり続けるかどうかということに関してはまだ推移を見守る必要があると思います。

市民委員

固定資産税というのは一般個人と法人と両方まじっている数字ですか。割合は大體どのくらいなんですか。

財政課主幹

割合は約半分弱ですね。2,500億円のうちの1,100億円ですので。ごめんなさい、今……。

市民委員

固定資産税の個人と法人……。

財政課主幹

ごめんなさい、そういう意味ですか。すみません、ちょっとそれは把握しておりません。今、私、固定資産税全体が市税に占める割合をそう申し上げてしまいました。すみません。

座長

あと5分で会議を終えなきゃいけない、会議の時間は守るとというのがこの会議の趣旨なので、とりあえず質問打ち切りさせていただいて、延ばすとしても5分程度しか延ばせないで、今後の進め方についてはちょっと皆さんの意見をいただいて、それで正副座長と事務局と相談した上で、アンケートなんかとりながら次回の進め方を考えたいと思います。

ここで、今後の進め方に関して時間的な制約が当然ありまして、私たちこれから重点プ



ランとそれから実行計画に関する意見を出していくというフェーズではあるんですが、事務局の方から言われているのは、ことしじゅうに意見を出さないともうほとんど事業局の進め方が決まってしまうだろうと。だから、つまり1月、2月、3月のところは少しかかわり方が、私たちの意見じゃなくて大体決まっていっているものを確認するような手法だろうと。したがって、まず会議の開催回数なんですけど、10月、11月、12月と3カ月あります。12月は12月の議会で基本構想素案を事務局の方が通したいというがあるので、12月は事務局の方が対応できないということなので、10月、11月の2カ月の間に何回開くかということ2回か3回という、会議が開ける回数はまず2回か3回ということですよ。

それから、実際に話し合う内容ですが、私たちがただ話しているだけでは何の意味もなく、関係する局が今こういう考え方でこういう財源を持ってやっっていこうとしているんだけど、私たちはどう思うというやり方をしないと実効的ではないと思うんですけど、その点はよろしいですよ。

(はい)

座長

よろしいですね。したがって、会議の進め方としては担当する部署にある程度にある程度話ししてもらって、その後、部局を入れながら私たちだけかの形で議論をするというやり方になるんだろうなと思います。そういうことが決まると、あとはテーマがどれだけできるかなんですけど、ここも一つの考え方は、これまでどおりこういう施策の柱が今7本ありますので、この7本の施策の中から幾つか選んで、どっちかということ大局的にとらえて、その中で意見を述べていくようなやり方がこの会議のらしさなのかなとは思いますが、この点については皆さんの意見を聞いておかないと余りにも一方的かなと。基本的にはもうこの施策の柱ごとに実行計画について聞いていくという形で、じゃあよろしいですか。

市民委員

今までの議論で、それぞれ具体的な実施計画というのか、こういうことをやりたいよというような具体的な話が結構出ていましたよね。それについては今はそれはもうちょっと

外されているわけですけど、もう一回それをつないでおく……。

座長

それに関しては担当部局が実際に話したときに、私たちが何を話したかは自分で話した内容は記録としてもあるし、その場でもまた新しい考えもあると思うので、それをぶつけていくという考え方でいいと思うんですよ。なので、基本的には1回の会議でせいぜい二つぐらいできるとすると、もしも3回の会議をやれば六つぐらいはできるのかなと。2日の会議にすると4個ぐらいできるのかなというふうに思っております。何を……。

市民委員

3回で2、2、3でやったらどうですか。

座長

2、2、3では、もう、もちろん全部をやりたいという考えはあるかとは思いますが、まず会議回数を2回にするか3回にするか、これはどうでしょうか。何か……。なければ10月、11月って日程的に厳しいですけど、恐らく3回やりたいという人がきっとたくさん出るので、3回を日程調整して、そこで基本的に11人以上集まる日がないと会議が成立しないので、その様子を見て何回設定できるか最終的に決めていくと。最初目指すのは2、2、3という枠組みですが、会議の日程が2回しか成り立たないときには新たにそのときちょっとアンケートをとって、アンケートをとった結果でやるか、それとも今、ちょっと今優先順位を決めるとすごい時間がかかるので、あとはアンケートでどういうテーマにするか、それから、この施策でもかなり幅が広いので、この施策の中身についても簡単なアンケートをとって、その数によってどんなテーマになるか絞っていきたいと思います。

もう時間が過ぎて、事務局があと少ししゃべりたいというのがあるものですから、今後の進め方がかなり強引なんですけど、正副座長と事務局でもう一度今の私が話した内容、突然私今話ししていますので、どなたとも相談せずに、話した内容で整理して、皆さんとアンケートをとるような形で進め方をできるだけ早く決めるというやり方にさせていただきたいと思います。ちょっと強引なんですけど、今後の進め方はこれをお願いしたいんですけど。盛大な拍手をお願いしたいんですけど。

(拍手)

座長

ありがとうございました。では、調整の上アンケートの形で確認させていただきます。  
あとは事務局の方にその他ということで連絡事項をお願いします。

企画調整課長

若干事務連絡があります、遅くまでありがとうございました。1点は前の何回分かの議事録がございまして、修正の意見をいただいたりしているんですが、その最終確認をさせていただきたいと思いますが、回数がたまっておりますので、郵送させていただきますのでよろしく願いいたします。

それから、次回の総合計画の策定検討委員会の方なんですが、先日委員さんのご都合で急にキャンセルになりまして、ご予約されていた方は申しわけありませんでしたが、今回は10月の15日、金曜日なんですが、夜6時から8時半までということで、川崎駅近くのミュージア川崎シンフォニーホールの中の会議室で予定をしております。改めてまたご希望を市民会議の委員の方でご案内させていただきますが、10月15日の夜で予定をしております。

それから、次回以降の市民会議の日程につきましては、今、座長さんからありましたように、アンケート等でまた調整をさせていただくということと、それから7月28日に議会の全員説明会で基本構想の素案についての説明を行って、質疑もあったんですが、その議事録ができ上がっているんですけども、これも100ページ近いものなものですから、会議録等と一緒に送らせていただきます。

副座長

説明の方はいいよね。

企画調整課長

場合によったらそういう形で……。

副座長

説明はもうみんなきょう受けたので、同じでしょう、だって。

企画調整課長

はい。送らせていただきます。

それから、最初にお話しすればよかったのかもしれないんですが、お二人の委員さんがご都合で少しお休みをさせていただきたいというご連絡が事務局の方にございましたので、お知らせさせていただきたいと思います。

事務連絡は以上です。

座長

追加募集とかそういうことはされないということですか。

副座長

定員が2名少ないから。

企画調整課長

ええ。3月までという形でお聞きしておりませんので、追加ということは考えておりませんけれども。

座長

先ほど言い忘れたけれども、会議の時間はできるだけ2時間半以内で企画したいと思いますので、その点を。日程とそれから、時間は従来どおりの枠組みの中で考えさせてもらいますので。

企画調整課長

1点だけ。もうご存じかもしれないのですが、タウンミーティングのチラシを配らせていただいたかと思うんですが、そこに少し余分もありますけれども、今週の土曜日の25日、高津区のすくらむ21という男女共同参画センターですね、もとの高津市民館ですが、そこを皮切りにタウンミーティングを各区7回開催をいたしますので、是非委員

さん、それからお知り合いの方もお誘い合わせの上、多くの方のご参加をいただきたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

副座長

タウンミーティングで質問と要望をしたいんですけど、区長は参加されるんですか、されないんですか。

企画調整課長

区長も参加します。

副座長

参加される。ならいいんですけど。随分区のあれがあるのに区長が参加しないとどうなっちゃうのかなとかって。聞いてもらわなくちゃね、同席して。

座長

時間をオーバーしてしまいましたが、これからは新しい実行計画に向けた意見ということなので、皆さんいろいろ考えて準備をお願いいたします。

それでは、次回いつになるかわからないんですけど、近くまたお会いしましょうということなので、よろしく願いいたします。

では、散会いたします。